

野田市告示第 1 1 4 号

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 1 7 年野田市規則第 5 号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和 7 年 4 月 2 2 日から施行する。

1 軽自動車減免（否認）通知書

令和 7 年 4 月 2 2 日

野田市長 鈴木 有

年 月 日

野田市長

年度軽自動車税（種別割）減免の決定について（通知）

先に申請のありました軽自動車税（種別割）の減免について、野田市税賦課徴収条例第 7 2 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

標識又は車両番号	
車種（コード）	
当初課税した金額（A）	円
減免した金額（B）	円
減免後の金額（A）－（B）	円

【審査請求等】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（1） 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
（2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。